

## 令和6年3月18日 環境生活委員会 開催状況

開催年月日	令和6年3月18日（月）		
質問者	日本共産党	真下 紀子	委員
答弁者	環境生活部長	加納 孝之	
	くらし安全局長	佐藤 圭子	
	道民生活課長	本田 晃	
	女性支援室長	今田 美幸	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 ジェンダー平等等について</b></p> <p>全国5つの地裁で6件の訴訟が起こされた同性婚訴訟で、14日、札幌高裁、斎藤清文裁判長は、高裁初となる判決を出して、同性婚を認めていない民法などの規定は、憲法14条の法の下での平等、24条の1項、2項に違反するという判断をいたしました。特に「婚姻の自由」を定めた憲法24条1項に反して「違憲」と判断し、「同性婚をも保障すると解される」として、初めての違憲判断となりました。違憲判断は、札幌、名古屋地裁の判決に続いて3件目なんですけれども、24条1項違反と認めたのは初めての判決となりました。</p> <p><b>(一) 判決の受け止めについて</b></p> <p>道は、ジェンダー平等の立場、それから、国民の意識の変化等から、この判決をどのように受け止めたのか伺います。</p> <p>国民生活の基本に関わるものという答弁がありましたけれども、全くそのとおりなんです。でも判決はなんと言っているかという、何より、個人の尊厳、尊重に、ということと言及しています。個人の尊厳に立脚した家族に関する法制度を求めているわけですね。こうした言及というのは初めてなんですけれども、更に加えて優れているのは、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定めると、このように指摘をしています。</p>	<p><b>(くらし安全局長)</b></p> <p>同性婚訴訟についてでございますが、先日、同性婚に関する訴訟において、札幌高等裁判所は、国民に対する各種調査で同性婚を容認する回答がほぼ半数を超えているなどの国民意識の変化等にも触れながら、全国初の高裁判決として、民法及び戸籍法の関連規定を違憲とする判断を示しておりますが、現段階では、確定前の判決でございます、未だ係争中であると承知しております。</p> <p>道といたしましては、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした不当な差別を受けることがない社会を実現することが重要と認識している一方で、本件につきましては、我が国の国民生活の基本に関わるものでございまして、同性婚に関する訴訟の動向や、国での議論を注視してまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>本当に私は男女平等という言葉ではなくて、憲法の場合、両性の平等という言葉が使われているということを非常に感銘を持って受け止めたことがありましたけれども、まさにこの両性の平等という言葉に象徴されるように、異性とか同性とか関係なく、両性の平等の下で憲法が定められて、その趣旨が最も反映されているのがこの憲法24条だというふうに考えております。</p> <p><b>(二) 異性カップルと同性カップルとの社会的不利益について</b></p> <p>これまで議論されてきてはいるんですけども、異性カップルと同性カップルとの間で、社会的不利益に、どのような違いがあると認識されているのか伺います。</p> <p>これは法の下での平等が定められた日本の国で、著しい不利益を被っていると言わざるを得ない状況だと思うんです。さらに判決では、アイデンティティの喪失感を抱くなど、人格が損なわれている事態となっている一方、同性婚を認めた場合の弊害はないと、このように述べていることは極めて重要だと思います。</p> <p>それで、私は、テレビドラマのことをここで話すのは控えた方が良いかとも思ったんですけども、申し上げたいと思います。「きのう何食べた？」という、男性の同性で実質的に一緒に暮らしている方たちのお話なんですけれど、その中で、一人のパートナーが自分の家族のこと、パートナーのことを話題にできない、職場でもどこでも、自分の家族のことやパートナーのことを話題にするのは、みんなやっているのに、どうして自分だけできないんだ、ということを抱えたり話すんですね。その時に、本当に胸が締め付けられるような思いをしたんですけども、そういう不利益って本当に政治の判断で無くしていくことができるのに、それをしないというのは、私は、今の時代にあっては前に進まなければならない課題だと思っています。</p>	<p><b>(道民生活課長)</b></p> <p>婚姻により発生する効果などについてであります。同性カップルにつきましては、異性カップルと異なり法律で認められた婚姻関係にはないため、一緒に住んでいてもパートナーは扶養親族とならない、パートナーが亡くなっても財産相続人とはならない、所得税の配偶者控除の対象とはならない、パートナーと子どもを育てても親権者とならない、などの違いがあるものと認識しております。</p> <p>また、法的な効果以外では、社会生活において民間賃貸住宅への入居が難しいことや、医療現場において、病状説明や面会、緊急手術の同意書への署名が認められないなどの困難な状況が当事者の方々から指摘されているものと認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 道のパートナーシップ制度導入の必要性について</b></p> <p>世論が同性婚を容認する割合というのがどんどん高くなってきています。旭川市と上川管内は広域でパートナーシップ制度をスタートさせて、道内市町村ではパートナーシップ制度が人口の7割以上をカバーするに至っています。確かに、法律とは違って、この判決でも指摘されていますが、パートナーシップ制度は法律をカバーするものではなくて、不十分さはあり、法的効果がなく、自治体や企業によってさらに違いもある中で、それでも「道内で制度の有無で生じている格差を解消するために、道にパートナーシップ制度を整備していただきたい」と、そういう発言まで、首長さんから出ています。これは道議会の視察調査の中で出た発言なんですね。多くの道議会議員の方も聞いていらっしゃると思いますが、そういう発言まで出るほど、やはり今、時代は変化してきているし、この判決の言っていることが道理あるものだとことを知らしめているんじゃないかと思えます。立法措置までは、確かに不十分であり、その一定期間の補完として、道がパートナーシップ制度を導入する必要というのは一層高まっていると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>理解の促進に努めるという答弁ですけれども、一番理解が遅れているのは道庁なんじゃないですか。市町村などはもうパートナーシップ制度に取り組んでいますし、やっぱり同性婚に対する理解っていうのが、本当に広がっていて、世界的に見ても当たり前ようになってきているんですね、先進国では。そうした中で、日本が立ち遅れていて、その中でもさらに道庁が立ち遅れていると感じます。</p> <p>判決では、法の下での平等を定めた憲法14条についても、異性カップルの婚姻は認めているのに、同性カップルには許さないのは性的指向を理由とした合理性を欠く差別的取扱いであり、規定は14条に違反すると明確に判決を下しています。さらに加えて重要なのは、斎藤裁判長は、国民に意見の統一を求めることを意味しないと、異性婚と同じ婚姻制度の適用を含め、早急な対応が望まれると異例の付言を付けているんですね。それで、同性婚は、国民に意見の統一を強制するものではないということの意味を意味して、やっぱりこのところはとても重要だと思いますので、道庁においての理解促進を図っていただきたいと申し上げておきます。</p>	<p><b>(くらし安全局長)</b></p> <p>パートナーシップ制度についてでございますが、この制度は、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村におきまして、地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論・検討が進められていくことが望ましいものでございまして、性の多様性につきましては、より多くの方々に理解を深めていただくことが、現時点で優先して取り組むべき政策課題と考えております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、道内各地でのセミナー開催や講師を派遣していくなど、当事者の声や想いを伝える手法によりまして、理解の促進に努めることはもとより、性的マイノリティの方々に関する道内外の施策の把握に努め、庁内で共有しながら、施策の検討に活用するなど、性的マイノリティの方々暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 選択的夫婦別姓に関する認識の変化について</b></p> <p>社会の意識が急速に変化する中で、選択的夫婦別姓のニーズも急速に高まっています。旧来の家父長制度に縛られないこともさることながら、グローバル化が進む中で、経済界も選択的夫婦別姓を要望し始めています。社会の意識の変化を道庁としてはどう認識しているのか、お聞きをしておきたいと思ひます。</p> <p>国民の中での議論自体は、深まっていると思ひます。だから経団連が動いている訳ですよ。先程の同性婚で言いましたが、同姓の場合は強制されるけど、別姓の場合は選択できるので、同姓を選ぶ方には別に強制することにはならないですよ。今の状態が強制されている状態。このことをよく理解していただきたいと思ひます。</p> <p><b>(五) ジェンダー平等について</b></p> <p>先日、参議院においてこの選択的夫婦別姓の導入について議論がありまして、経団連の十倉雅和会長と日本共産党の小池晃が同じことを言っているんです。「選択的夫婦別姓を導入しよう」と。これは皆既日食ぐらい珍しいことだと言っているんですけど。それでも、経団連は選択的夫婦別姓を1丁目1番地としてやってほしいと発言をしている。</p> <p>さらに、国際女性デーの3月8日にビジネスリーダー有志の会は1,000人を超える日本の経営者の署名を添えて選択的夫婦別姓の実現を求めています。こういう時代になっているんですよ。</p> <p>申し上げたいのは、この選択的夫婦別姓が実現したら、結婚したいという人が沢山いるんですよ。本意か不本意かは分かりませんが、結婚して同じ姓になったことで、夫の影響を受けたり、妻の方の影響を受けたりする方がいらっしゃる。私は私の名前を出している。それが今一番求められているのではないかと思ひます。だから、是非とも実現させていただきたい。皆既日食は確かにたまにしかない。でも、それくらい、珍しいことが起きている中で、世の中、劇的に変わっている。</p>	<p><b>(女性支援室長)</b></p> <p>選択的夫婦別氏についてでございますが、我が国では、民法において、婚姻に際し、男性または女性のいずれか一方の姓を称するとされておりますが、現実的には、女性が姓を改める例が圧倒的多数でございます。</p> <p>近年、経済界におきましても、女性の就業の拡大等に伴い、姓を改めることが婚姻後の生活の支障になっているとの声などを背景に、本年1月には、経団連が選択的夫婦別氏制度の導入を政府に要望したところでございます。</p> <p>選択的夫婦別氏につきましては、個人の生き方や家族形態が多様化している現在、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できるとの意見がある一方、共通の姓がなくなることによる家族の一体感や子どもへの影響を懸念する意見もあり、広く国民の間で、十分議論が深まることが重要と認識しております。</p> <p><b>(環境生活部長)</b></p> <p>ジェンダー平等についてであります。企業等の管理的業務に占める女性の割合が全国と比べて低いなど、いわゆるジェンダーギャップが生じている背景には、固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャスバイアスが根強くあると認識しております。</p> <p>道ではこれまで、官民で構成いたします「北の輝く女性応援会議」におきまして、アンコンシャスバイアスをテーマとする講演や意見交換を行いますとともに、女性活躍推進セミナーを開催するなど、男女間の様々な格差の是正に繋がる意識啓発に努めてきたところであります。</p> <p>道といたしましては、引き続き、関係機関や団体と連携しながら、ジェンダーギャップの解消と、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今回、夫婦別姓を認めない民法の規定を違憲として、法改正に動かない国会の怠慢を批判した、元最高裁判事の山浦善樹弁護士は、「差別している側が差別に気づかない。それ自体が罪」だと自戒を込めて毎日新聞の紙上で語っておられました。ジェンダーが反映された法律や制度に変化が求められる時代、あらゆる分野でジェンダーを可視化して、ジェンダーバイアスを解消していく必要があると考えるわけです。ジェンダー平等を進めるための環境生活部長の見解をうかがいたいと思います。</p> <p>アンコンシャスバイアス、予算特別委員会の総務部所管でもこの言葉が答弁に含まれました。無意識の偏見、隠れた思い込みという意味だと思いますけど、そのことに言及して理解を深めることは重要だと思います。</p> <p>しかし、私、環境生活委員会だから申し上げたいのですが、鈴木知事が昨年末12月に「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に参加しました。総務部所管の質問で申し上げたのですが、女性を排除して、男性だけリーダーだと称したり、そして、女性の活躍を推進する、それ自体が、ジェンダーだと思って大変違和感を覚えています。</p> <p>鈴木知事は世界をターゲットに、世界を俯瞰していくように進めようという訳ですけども、同性婚や選択的夫婦別姓、そしてジェンダー平等の状況が解決されないと、やはりそうした世界の動きには、取り残されていくと思います。</p> <p>都道府県別のジェンダーギャップ指数が、先日、三浦まり教授たちの研究で発表されて、行政・経済・教育で北海道は最下位でした。行政の方で調べてみたんですけど、男性リーダーの会に知事が入った後に、すぐに人事にね、きちんとジェンダー平等を進めていく、女性の登用を進めていくと指示したと思い、聞いたんですけど、ちゃんと指示してないみたいなんです。それで、これまで、道庁は常勤の特別職は1人しかいなくて、今ずっとゼロを更新しています。部長職でも3名で6.1%、副知事の在籍率も聞いてみたんですけど、1.4%なんですよ。課長級も係長級も目標を立てましたが、それに未だ届いていません。そのような組織の中で、どれだけジェンダー平等を進めていくか、それは、環境生活部が率先して道庁全体をリードしていく、そして、男性リーダーの会のリーダーの方々が、選択的夫婦別姓の要望を国にしていらないのか不思議なんですけど、是非、そういう意味でのリーダーとしての役割を知事に果たすようにバックアップしていただきたいことを申し上げて私の質問を終わります。</p>	